応急手当普及員養成講習会（一般の方対象）の開催について

1　講習の目的及び受講対象者

岡崎市に在住若しくは在勤の方で、普及員資格取得後に岡崎市内で救命入門コースや救命講習を積極的に開催し、団体･事業所･地域等で普及していただける方を受講対象者とします。応急手当を広く市民普及するための資格ですので、講習を開催する予定のない方は受講を御遠慮ください。

2　日時

⑴　令和７年６月 16 日(月)、17 日(火)、18 日(水)
　　各日９時から 17 時まで

⑵　令和７年９月 20 日(土)、27 日(土)、28 日(日)
　　各日９時から 17 時まで

⑶　令和７年 10 月８日(水)、９日(木)、10 日(金)
　　各日９時から 17 時まで

⑷　令和７年 11 月 18 日(火)、19 日(水)、20 日(木)
　　各日９時から 17 時まで

⑸　令和８年２月 25 日（水)、26 日(木)、27 日(金)
　　各日９時から 17 時まで

3　講習会場

岡崎市朝日町３丁目４番地
岡崎市消防本部３階講堂

4　定員

各日程 10 名

5　受講料

受講料にかかる費用は無料ですが、講習用のテキスト（応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応：東京法令出版）を書店等で各自で事前に御購入ください。

6　受講内容

<table>
<tr><th colspan="2">項　　　　目</th><th colspan="2">時間（分）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基礎的な知識技能</td><td>基礎知識（講義）</td><td>１２０</td><td rowspan="2">５４０</td></tr>
<tr><td>救命に必要な応急手当の基礎実技</td><td>２４０</td></tr>
</table>

	その他の応急手当の基礎実技	１８０	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	３００	７８０
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む	３６０	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	１２０	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応			１２０
合計時間			１，４４０

資格取得には 1,440 分(24 時間)の受講が要件となりますので、３日間すべての受講が必要です。

7　申込み方法

消防救急課救急対策係　0564-21-9946 へお申込みください。

（受付時間：平日８時 30 分から 17 時 15 分まで）

8　その他

⑴　筆記用具、購入されたテキストをお持ちください。

⑵　実技がありますので、動きやすい服装で受講ください。

⑶　昼食は、各自で御用意ください。

⑷　駐車場は、福祉会館北の立体駐車場を御利用ください

〈参考〉

・応急手当普及員とは、主として事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導にあたる者として岡崎市消防長が認定した者をいいます。

・応急手当普及員に認定されると岡崎市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づいた普通救命講習及び救命入門コースを開催し、受講者に指導ができます。また、受講者に対して「普通救命講習修了証」「救命入門コース参加証」を発行することができます。

・応急手当普及員のサポート体制：応急手当普及員の資格を取得し、救命講習等を行う場合、消防署は訓練人形の貸出し、修了証の作成、参加証の配布を行いますので御相談ください。

・御自身の救命講習の最終受講から日数が経過し、手技の内容に不安な方は、「総務省消防庁の応急手当ＷＥＢ講習」を閲覧することで事前学習が行えます。https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/